進路だより

県立西蒲高等特別支援学校 進路指導部 令和5年11月2日

実習のお礼とこれからの進路スケジュールについて

朝晩の冷え込みに晩秋を感じる季節となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。10月2日からの、後期職場実習・校内実習にご協力いただき、ありがとうございました。生徒はそれぞれ、目標を意識して実習に取り組んでいたと思います。

1,2年生はこの経験を生かして、日々の学校生活をより充実して過ごし、進路実現に向けて努力していきましょう。3年生は、卒業後の進路先決定のための大切な実習でした。卒業後、企業就労を希望する場合は、履歴書や登録用紙など書類の準備が必要になります。福祉サービスの利用を希望する場合は、今回の職場実習後に面談を行い、卒業後の利用申請先を決定します。それに伴って、様々な手続きが必要となります。その都度、学校から進路にかかわる情報提供やお願いをする場合がございますが、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

今回の進路だよりでは、これからの進路先決定までの予定をお知らせします。今後の参考にしてください。

これからの進路スケジュールについて

1 就職希望の場合 (障害者雇用枠での就職活動)

採用内々定をいただいた場合

3年生10月以降の職場実習

不採用の場合

1月以降に、学校進路担当者、ハローワーク担当者、企業採用担当者が、労働条件や各種制度(トライアル雇用、ジョブコーチの利用など)の打合せを行います。



ハローワークが、指名求人票(採用内々 定をもらった生徒のみの非公開求人票)を 作成します。



ハローワークより、紹介状を発行してもらい、履歴書を持参の上、採用面接を行います。



就職內定!

個別面談で今後のことを相談します。相談 時期によっては、福祉サービスの利用や進学 も含めて相談します。



ハローワークから求人情報を得たり、合同 面接会に参加したりして、新たな職場実習先 を探します。

※合同面接会で「採用を検討したい」と企業から話があった場合は、2次面接や職場実習の受け入れについて、学校が企業の担当者と打ち合わせを行います。



再度、職場実習を行い、企業からの判断を待ちます。採用内々定が出たら、左記の手続きを行います。採用に結び付かなかった場合、改めて個別面談で相談します。

2 福祉サービス事業所の利用を希望する場合

3年生 後期職場実習



※地域活動支援センターの利用を希望される場合は、以下の流れではなく、事業所と相談の上、手続きを行います。

① 個別面談<u>(11 月)</u>で、職場実習の評価、受入れ状況を基に申請をする。 福祉サービス事業所とサービスを学級担任と相談し、決定します。

く申請前の確認事項です>

ア 卒業後「就労継続支援B型」を希望する場合

6月~7月に卒業後、就労継続支援B型の利用をするための「**就労アセスメント」**を実施しています。「『就労移行支援』の利用を希望していたが、『就労継続支援B型』の利用に変更したい」、「『生活介護』の利用を希望していたが、『就労継続支援B型』の利用に変更したい」など希望を変更し、「就労アセスメント」が未実施の場合は学級担任にお申し出ください。

- イ 「生活介護」を希望する場合
- ◎障害支援区分判定結果をご確認ください。

生活介護のサービス利用の場合は、障害支援区分3以上の認定が必要です。区分2以下の認定の場合は、生活介護の利用ができなくなり、進路先の再検討が必要です。

② 上記の利用条件を満たしたことを確認し、利用申請を行います。以下の表をご覧ください。(新潟市在住者の場合)※燕市・弥彦村在住の方は個別に連絡をします。

申請方法	申請期間	備考
お住まいの区の「区役所 健康福祉課	個別面談終了後~	・申請時に印鑑、障害者手帳、マイナ
障がい福祉係」に「卒業後、障がい福	令和5年12月8日(金)	ンバーカードもしくは通知カードを
<u>祉サービスの利用をしたい」と事前に</u>		ご持参ください。
電話連絡を入れて、申請手続きをしま		・申請時に、本人及び保護者に聞き取
す。		り調査を行う場合があります。

③ サービス等利用計画(案)の作成(計画相談)

- ○「サービス等利用計画」とは、福祉サービスを利用するに当たり、生活に必要な支援を計画、実践、評価するものです。この計画書は、指定相談支援事業所と相談しながら作成します。
- ○相談支援事業所の選定は、事前に提出いただいた希望調査書を基に、新潟市障がい福祉課が各相談事業所に 受入れの可否について確認をしています。利用に当たっては、相談事業所との契約、聞き取りが必要です。 日程が決まりましたら、学校からお知らせいたします。
 - ④ 利用決定通知書が各家庭に送付されます。(1月下旬~2月初旬頃)



⑤ 受給者証が各家庭に送付されます。 ⑤、⑥は順番が前後する場合があります



⑥ 福祉サービス事業所と契約を結び、サービス利用開始(卒業式の翌日から可能)